

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月18日 12時30分ごろ
発生場所	京都府宮津市片島鼻沖 宮津黒埼灯台から真方位247° 1.5海里付近 (概位 北緯35° 35.2′ 東経135° 13.6′)
事故の概要	プレジャーボート浦島丸 <sup>うらしま</sup> は、南西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 浦島丸、2.91トン KT3-7971（漁船登録番号）、個人所有 第251-9619号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、長さ2.45m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、約6ノットの対地速力で手動操舵により魚群探索を行いながら南西進していた。 船長Aは、魚群探知機を見て航行中、衝撃を感じた。 B船は、操縦者Bが1人で乗船して漂流中、操縦者Bが、右舷方から接近するA船を視認したが、まだ距離があり、A船が漂流中のB船をいずれ避航するものと思ひ、釣りを続けていたところ、至近に接近しているA船に気付いた直後、その右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。
分析	A船は、船長Aが、魚群探知機を見ることに注意を向け、見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、接近するA船に気付いたものの、A船がB船を避航するものと思ひ、A船に対する見張りを適切に行っていないことから、A船が衝突のおそれのある態勢で接近を続けていることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが、魚群探知機を見ることに注意を向け、見張りを行っておらず、また、操縦者Bが、A船がB船を避航するものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・漂流中に接近する他船を認めた際は、適切な見張りを行って衝突のおそれの有無を判断するとともに、適切な時機に衝突を避ける措置を採ること。</li></ul>